

軽自動車税の身体障がい者等減免申請の手続きについて

→事前にお問い合わせください。

1 減免の対象

4月1日現在で、障がい者本人名義の軽自動車（1台）に限ります。

ただし、障がい者の方が知的障がい者、精神障がい者または18歳未満の障がい者の場合は、その障がい者の方と生計を同じくする方の名義でも対象となります。

*普通自動車と軽自動車をお持ちの方は、どちらか1台のみが減免対象となります。

2 減免の申請期間

納税通知書が届いた日から納期限の7日前までに申請して下さい。

3 減免申請窓口

天童市総務部税務課管理諸税係（天童市役所1階）

天童市老野森一丁目1番1号 TEL023-654-1111 内線 772・773

4 必要な書類

- ・身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書、確約書
- ・軽自動車税納税通知書
- ・身体障害者手帳等
- ・運転免許証（実際に運転する方のもの）
- ・自動車検査証（車検証）
- ・家族が運転している場合は「障がい者のために運転する旨の証明書（通院証明書等）」
- ・個人番号カード

*事情により、御準備していただく書類が違いますので、事前にお問い合わせください。

★ お問い合わせ

天童市総務部税務課 管理諸税係 TEL023-654-1111 内線 772・773